

障企発第 0605 号第 1 号
平成 29 年 6 月 5 日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕 障害保健福祉部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の一部が平成 28 年 1 月 1 日から施行され、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等の障害保健福祉の分野において、個人番号を利用した事務処理が行われているところです。

療育手帳の交付については、その根拠が法令上で定められておらず、各都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）において、要綱等を制定することにより、事務が行われていることから、番号法において、個人番号を利用する事務（番号法別表第 1 に定める事務）として位置づけられていません。このため事務処理において個人番号を利用するためには、各都道府県等において番号法第 9 条第 2 項に基づく条例（以下「独自利用事務条例」という。）を制定する必要があります。

一方で、療育手帳に関する情報の連携については、番号法において、情報連携を行う情報（番号法別表第 2 に定める情報）として位置づけられておらず、独自利用事務条例を制定した場合であっても、地方自治体において情報提供ネットワークによる情報連携が開始される予定である平成 29 年 7 月以降も、これを行うことはできません。

療育手帳に関する情報を情報連携の対象とすることについては、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）に

において、交付事務を行う各都道府県等における独自利用事務条例の制定状況に基づき、情報連携により情報提供できる特定個人情報（番号法別表第2に基づく主務省令）として整備することとしています。

昨年9月に実施した独自利用事務条例の制定状況に関する調査結果によれば、療育手帳の交付事務を行う67自治体のうち10自治体においてのみ条例が制定されていることから、主務省令の整備には至っていません。多くの自治体において条例が制定されることが、療育手帳に関する情報を情報連携の対象とすることにつながることから、各都道府県等におかれましては、独自利用事務条例を制定していただくようお願いいたします。後日、制定状況の確認をさせていただきます予定としています。